



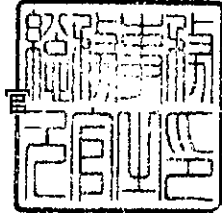
総行給第103号

平成17年8月29日

各都道府県知事
各指定都市市長

殿

総務事務次官



「地方公共団体における職員給与等の公表について」の全部改正について（通知）

我が国の行財政を取り巻く環境は依然として極めて厳しく、政府においては、国・地方を通じる行財政改革の推進に強力に取り組んでいるところです。地方公共団体においては、これまでも給与・定員管理の適正化をはじめ積極的に行政改革の推進に努めてこられたところですが、その進捗状況については国民の厳しい視線が向けられております。

職員給与等の公表については、これまで、「地方公共団体における職員給与等の公表について」（昭和56年10月13日付け自治給第45号自治事務次官通知。以下「昭和56年通知」という。）により、各地方公共団体の自主的な公表を推進してきましたが、平成16年の地方公務員法の改正により、平成17年4月からは、給与や定員を含めた人事行政運営等の状況の公表が、全地方公共団体の法律上の責務とされているところです。また、現在、総務省のホームページで全都道府県・市町村のラスパイレス指数の状況や定員管理調査の結果等を公表していますが、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）においては、地方公共団体の協力を得て、給与情報（給料・各種手当・級別職員数等）について、団体間の比較分析を可能とする公表システムを平成17年度中に構築することとされたところであります。

このように職員給与等の公表は、地方公務員の給与や定員管理の状況について透明性を高め、住民の一層の納得と支持が得られるようにするとともに、地方分権に対する国民の理解と共感を得る上でますます重要な意義を持つものとなってきております。

以上のような状況を踏まえ、職員給与等の公表の取組をより一層充実するため、この度昭和56年通知を全部改正することといたしましたので、下記に留意の上適切に対処されるようお願いいたします。

なお、貴管内の市区町村に対しても、本通知の趣旨を速やかに周知の上その徹底を図るようお願いいたします。

記

- 1 給与・定員管理等の状況（以下「給与情報等」という。）の公表は、都道府県においては別紙1、市区町村においては別紙3の様式（以下「公表様式」という。）により、それぞれ別紙2又は別紙4の記載要領に沿って行うこととし、当該団体のホームページ上での公表を行うこととすること。
- 2 1に基づく公表のほかに、できるだけ多くの住民に周知するため、公報や各般の施策を広報する広報誌、広報チラシ等を利用する方法も併せて行うことが望ましいものであること。その際、誌面等の都合上、1による公表と同じ内容のものを掲載できない場合には、概要版を掲載した上で、詳細な内容はホームページで閲覧できる旨記載しておくことが適当であること。
- 3 地方公共団体において、公表様式及び記載要領に沿った公表を行った上で、住民により分かりやすく情報を提供するという観点から、適宜記載事項、比較対象、表、グラフ等を追加するなどの工夫を積極的に行うことが望ましいものであること。
- 4 給与情報等について、住民等が団体間の比較分析を行うことができるようにするため、都道府県及び政令指定都市については、各団体が1によって公表したページと総務省のホームページとをリンクさせることとし、市区町村については、各団体が公表したページをリンクさせた各都道府県のホームページと総務省のホームページとをリンクさせることにより、総務省のホームページにおいて全団体の給与情報等の公表ページの閲覧を可能とすることとしたいので、よろしく取り扱われたいこと。
- 5 4については、平成17年度中に構築することを予定しており、公表様式中に記載が必要な類似団体のラスパイレス指数や平均給与月額等の情報及び具体的な作業スケジュール等の詳細な事項については、別途通知する予定であること。